

## 第2章 医療

### 第1節 医療費助成等事業

#### 1 医療費公費負担

##### (1) 結核医療公費負担状況

表1 結核患者の医療（感染症法第37条2）の公費負担申請・承認状況 令和2年（単位：延人数）

区分	総数	被保険者		国民健康 保 険	後期高齢者 医 療	生 活 保 護 法	その他 自 費
		本 人	家 族				
申 請	31	8	1	9	13	0	0
合 格	31	8	1	9	13	0	0
承 認	31	8	1	9	13	0	0
不承認	0	0	0	0	0	0	0

表2 入院患者の医療（感染症法第37条）の承認状況 令和2年（単位：人）

前年末現在	本年中承認	本年中解除	本年末現在
3	9	10	2

##### (2) 不妊治療費助成

表3 不妊治療費助成交付申請受理件数 令和2年度（単位：件）

年 度	管内計	小松市	加賀市	能美市	川北町	管外
令和元年度	244	110	53	60	20	1
令和2年度	257	119	53	71	14	0

##### (3) 未熟児養育医療給付

地域主権戦略大綱（H22.6.22閣議決定）において、H25年度から実施主体が県から市町へ権限移譲となり保健所での窓口申請が行われなくなった。都道府県並びに保健所設置市及び特別区が処理

している低体重児の届け出の受理、未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療の給付等（母子保健法18条、19条1項、20条1項）については、すべて平成25年度より市町へ移譲された。

##### (4) 育成医療

都道府県並びに指定都市及び中核市が処理している育成医療に係る自立支援医療費の支給認定及び自立支援医療費の支給（障害者自立支援法54条

1項、58条1項）については、平成25年度よりすべて市町へ移譲された。

(5) 小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況

表4参照

(6) 特定医療(指定難病)受給者証交付状況

表5参照

(7) 肝炎治療に対する医療費助成

平成20年度からB型・C型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成制度が開始された。助成期間は、原則、交付から1年間で自己負担限度額は受給者の世帯の市町村民税(所得割)課税年額に応じて3階層(1万円、3万円、5万円)である。

平成21年度からは一定の条件を満たした場合ペグインターフェロンとリバビリンの併用療法の助成期間の延長が認められた。又自己負担限度額の階層区分の決定方法に関して、税制上・医療保険上の扶養関係にない方を課税額の合算対象から除外することが可能となった。

平成22年度からは、自己負担限度額が2階層(1万円、2万円)に軽減された。又B型肝炎の核酸アナログ製剤治療が助成対象に追加されさらにインターフェロン治療について、一定の条件を満たした場合には、2回目の制度利用が可能となった。

平成23年度には、B型肝炎のペグインターフェロン治療C型代償性肝硬変に対するペグインターフェロン及びリバビリン併用療法(ペガシス・コペガシス併用療法、ペグイントロン・レバトル併用療法)が助成対象に追加、さらにC型肝炎に対するペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル3剤併用療法が助成対象に追加された。

平成25年度には、C型肝炎に対する新薬ソメプレビルを含むペグインターフェロン、リバビリン及びソメプレビル3剤併用療法が助成対象に追加された。

平成26年度には、C型ウイルス性肝炎に対するインターフェロンフリー治療が追加された。

表4 小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況

令和2年度

		総 数	悪 性 新 生 物	慢 性 腎 疾 患	慢 性 呼 吸 器 疾 患	慢 性 心 疾 患	内 分 泌 疾 患	膠 原 病	糖 尿 病	先 天 性 代 謝 異 常	血 友 病 血 液 ・ 免 疫 疾 患	神 経 ・ 筋 疾 患	慢 性 消 化 器 疾 患	染 色 体 又 は 遺 伝 子 に 変 化 を 伴 う 症 候 群	皮 膚 疾 患	骨 系 統 疾 患	脈 管 系 疾 患		
男女別	男	125	17	3	2	29	41	2	4	3	6	6	10	0	1	1	0		
		13	0	0	1	3	5	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	
	女	109	16	6	2	23	37	8	7	2	0	2	5	1	0	0	0	0	
		11	0	1	0	3	4	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	計	234	33	9	4	52	78	10	11	5	6	8	15	1	1	1	1	0	
		24	0	1	1	6	9	0	2	0	0	1	4	0	0	0	0	0	
年齢別	0～1歳未満	8	0	0	1	5	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
		8	0	0	1	5	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	1～6歳未満	41	3	0	2	18	8	1	1	0	3	3	1	1	0	0	0	0	
		3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	6～10歳未満	38	7	2	0	11	12	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
		2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10～18歳未満	111	17	3	1	15	47	5	4	3	2	2	10	0	1	1	0	0	
		11	0	1	0	1	5	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
	18～20歳未満	36	6	4	0	3	10	4	4	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町別	小松市	125	15	4	1	25	50	7	8	1	2	4	7	1	0	0	0	0	
		12	0	1	0	3	6	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	加賀市	54	10	2	3	17	14	1	1	0	1	2	3	0	0	0	0	0	
		4	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	能美市	48	7	3	0	7	13	2	2	3	3	1	5	0	1	1	0	0	
		8	0	0	0	2	3	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	川北町	7	1	0	0	3	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

下段は新規申請者数の再掲



疾患番号	疾患名	総数	性別		年齢別								市町別			
			男	女	9	10	20	30	40	50	60	70	小松市	加賀市	能美市	川北町
					歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳				
163	特発性後天性全身性無汗症	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
166	弾性線維性仮性黄色腫	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-
212	三尖弁閉鎖症	2	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-	1	1	-	-
220	急速進行性糸球体腎炎	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
221	抗糸球体基底膜腎炎	2	2	-	-	-	-	1	-	-	1	-	1	1	-	-
222	一次性ネフローゼ症候群	15	8	7	-	4	-	4	3	2	2	10	2	3	-	-
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-
224	紫斑病性腎炎	3	2	1	-	-	-	2	-	-	1	-	-	2	1	-
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
227	オスラー病	2	2	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	2	-
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
266	家族性地中海熱	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-
271	強直性脊椎炎	13	9	4	-	1	-	-	5	3	3	1	5	6	2	-
283	後天性赤芽球癆	2	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-	1	-	1	-
296	胆道閉鎖症	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
300	IgG4関連疾患	10	8	2	-	-	-	-	-	1	1	8	4	3	3	-
306	好酸球性副鼻腔炎	8	3	5	-	-	-	1	-	5	1	1	6	-	2	-
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-
331	特発性多中心性キャッスルマン病	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-

## 2 医療機関立入検査

### (1) 目的

医療法第25条第1項の規定に基づき、医療監視員が医療機関に立ち入り、医療機関が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正に運営管理されているか否かについて調査及び指導を行うことで適切な医療の確保を図る。

### (2) 検査内容

医療従事者、患者入院状況、構造設備、運営等について、診療録、その他の帳票記録類の閲覧、関係者からの事情聴取及び構造設備に対する現場確認等を行う。

### (3) 実施期間

令和2年12月～令和3年3月

### (4) 実施施設数

種 別	数
病 院	17
一般診療所（有床）	0
一般診療所（無床）	0
歯科診療所	0
助 産 所	0
合 計	17

## 3 医療相談

保健所が所管する医療機関に関する相談や苦情、医療機関を利用するにあたっての相談などを実施している。相談は、面談又は電話、文書で受け付けている。

### (1) 主な相談の内容

- ・ 医療行為、医療内容に関すること
- ・ 医療機関従事者の接遇に関すること

- ・ 医師等の説明に関すること

### (2) 令和2年度相談件数

- ・ 医療行為、医療内容に関すること 2件
  - ・ 医療機関従事者の接遇に関すること 1件
  - ・ 医師等の説明に関すること 9件
  - ・ 医療広告に関すること 4件
  - ・ その他 2件
- 計 18件

## 4 原子爆弾被爆者健康診断

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条の規定による健康診断を年2回実施している(表6)。

### (1) 検査項目

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第9条第3項に規定する項目（一般検査）

- ① 視診、問診、聴診、打診及び触診による検査
  - ② CRP検査
  - ③ 血球数計算
  - ④ 血色素検査
  - ⑤ 尿検査
  - ⑥ 血圧測定
  - ⑦ AST検査法、ALT検査法及びγ-GTP検査法による肝臓機能検査
  - ⑧ ヘモグロビンA1c検査
- (⑦⑧については、医師が必要と認めた場合に限る)

(2) 要精検者については、石川県健康福祉部健康推進課で実施している。

表6 原子爆弾被爆者健康診断

令和2年度(単位:人)

年月日	検査実施場所	対象者数	受診者数	判定				要精検者の 検査内容
				異常 なし	要精検	要観察	要医療	
R2.8.19	南加賀保健福祉センター	10	2	2	0	0	0	
R3.1.13	同上	10	2	2	0	0	0	
	計	20	4	4	0	0	0	
R2.8.20	加賀地域センター	11	0	—	—	—	—	
R3.1.14	同上	10	0	—	—	—	—	
	計	21	0	—	—	—	—	